

修繕契約約款

(総則)

第1条 発注者(以下甲という)及び契約者(以下乙という)は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき契約書記載の修繕の請負契約を履行しなければならない。

2 乙は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、または、担保に供することはできない。

(第三者への委任の禁止)

第3条 乙は、この契約について、甲の承認を得ることなく業務の全部又は主要な部分を第三者に委託することはできない。

(契約変更)

第4条 甲は、必要があると認めた時は乙に通知し、業務内容を変更、又は業務の一部若しくは全部を変更し一時中止することができる。

2 履行期限又は、契約金額の変更は、甲乙協議して決める。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、業務が完了したときは、その旨すみやかに甲に報告する。

2 甲は前項の報告を受けたときは、その日から起算して、14日以内に検査を行うものとする。

3 前項の検査に合格したときをもって、業務の引渡しを完了とする。

(契約金額の支払い)

第6条 前条の業務の完了後甲は、乙からの請求により30日以内にこの契約金額を支払うものとする。

2 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し、支払金額に年3.3パーセント(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その数額又は全額を切り捨てる。)を遅延利息として支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 乙は、契約期間内に履行を完了しない時は、延滞日数に応じて、契約金額に年3.3パーセント(一年は365日として計算)した額を違約金として甲に支払う。

2 天災地変その他避けることができない非常災害に起因する遅滞で、甲の承認を得て契約期間を変更したときは、前項の規定を適用しない。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰する事由により、期間内に業務を完了しないとき、または完了の見込みがないと認められるとき。

(2) 乙が正当な理由なく、契約解除の申し出をしたとき。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当すると判明したとき。

(4) 前各号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合、履行の既済部分があるときは甲の所有とし、甲は当該既済部分に対して相当と認める金額を支払うものとする。

(協議解除)

第9条 甲はこの業務が完了しない間は、前条第一項に規定する場合のほか、必要があるときは乙と協議のうえ契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除する場合においては、前条第2項の規定を準用するものとし、甲は解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(法令等の遵守)

第10条 甲又は乙は、前各条の定めるもののほか、国分寺市契約事務規則その他関係法令等を遵守するものとする。

(補足)

第11条 この契約条項に定めのない事項及び、この契約条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえこれを定める。

(平成22年4月2日改正)